

# 議 案 書

【議案】

[令和5年度第2回理事会]

番 号	件 名	ページ
議案第1号	社会福祉法人熊本市社会福祉協議会会長の選定について	1
議案第2号	社会福祉法人熊本市社会福祉協議会副会長の選定について	3
議案第3号	社会福祉法人熊本市社会福祉協議会常務理事の選定について	5
議案第4号	社会福祉法人熊本市社会福祉協議会名誉会長について	7
議案第5号	社会福祉法人熊本市社会福祉協議会評議員選任・解任委員会委員の選任について	9



令和5年6月22日  
社会福祉法人  
熊本市社会福祉協議会

議案第1号

社会福祉法人熊本市社会福祉協議会会長の選定について

<提出理由>

社会福祉法人熊本市社会福祉協議会定款第19条第2項に基づき、理事会の決議によって理事の中から会長の選定をお願いするもの。

<任期>

令和5年6月22日から令和7年度定時評議員会の終結時まで



令和5年6月22日  
社会福祉法人  
熊本市社会福祉協議会

議案第2号

社会福祉法人熊本市社会福祉協議会副会長の選定について

<提出理由>

社会福祉法人熊本市社会福祉協議会定款第19条第2項に基づき、理事会の決議によって理事の中から副会長の選定をお願いするもの。

<任期>

令和5年6月22日から令和7年度定時評議員会の終結時まで



令和5年6月22日  
社会福祉法人  
熊本市社会福祉協議会

議案第3号

社会福祉法人熊本市社会福祉協議会常務理事の選定について

<提出理由>

社会福祉法人熊本市社会福祉協議会定款第19条第2項に基づき、理事会の決議によって理事の中から常務理事の選定をお願いするもの。

<任期>

令和5年6月22日から令和7年度定時評議員会の終結時まで



令和5年6月22日  
社会福祉法人  
熊本市社会福祉協議会

議案第4号

社会福祉法人熊本市社会福祉協議会名誉会長について

<提出理由>

社会福祉法人熊本市社会福祉協議会定款第26条第2項の規定に基づき、名誉会長委嘱への同意をお願いするもの。

<任期>

令和5年6月22日から令和7年度定時評議員会の終結時まで

《参考資料》

社会福祉法人熊本市社会福祉協議会定款〔抜粋〕

（役員を選任）

第 19 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（名誉会長）

第 26 条 この法人に名誉会長を置く。

2 名誉会長は、理事会の決議を得て会長が委嘱する。

3 名誉会長は、この法人の業務について会長の諮問に答え又は意見を具申する。

4 任期については、役員任期に準ずる。



《参考資料》

社会福祉法人熊本市社会福祉協議会定款〔抜粋〕

(評議員の選任及び解任)

第7条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

**2 評議員選任・解任委員会は、外部委員2名、監事1名の合計3名で構成する。**

**3 評議員選任・解任委員の選任及び解任は、理事会において行う。**

4 選任候補者の推薦及び解任の提案は、別に定める規程に基づき理事会が行う。

5 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

6 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員が出席し、かつ、外部委員が賛成することを要する。

7 評議員選任・解任委員会の運営についての規則は、理事会において定める。

社会福祉法人熊本市社会福祉協議会評議員選任・解任委員会運営規則〔抜粋〕

(委員の構成)

第2条 委員会は、外部委員2名、監事1名の合計3名で構成する。

2 会長(会長に事故あるときは常務理事)は、委員会に出席しなければならない。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を防げない。

2 委員は、辞任又は任期満了後においても、定款第7条第2項に定める定員に足りなくなるときは、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

